

令和6年2月7日  
世田谷保健所  
健康推進課

## 1 か月児健康診査費用の助成について

### 1 主旨

乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村で「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられていることに加え、乳児期（「3～6か月頃」及び「9～11か月頃」）の健康診査も全国的に実施されている状況にあり、当区はいずれも実施している。

今般、国は、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」を定め、新たに「1か月児」及び「5歳児」健康診査の費用を助成することで、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備を支援するとした。

この仕組みを活用し、区として、1か月児健康診査費用の助成を実施する。

### 2 国の1か月児健康診査に係る支援事業の概要

#### (1) 内容

- ・対象者：出生後27日から生後6週に達しない乳児
- ・実施方法：原則として個別健診
- ・健診内容：身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK<sub>2</sub>投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与、育児上問題となる事項

#### (2) 補助率

区市町村補助 1/2

- ・補助単価：4,000円／人

### 3 区における1か月児健康診査への支援内容

#### (1) 対象者

令和6年4月1日以降に出生後、生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

#### (2) 実施方法

個別健診に係る健康診査費用の助成（償還払い）

- ・「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」の補助単価案に準じた金額を上限とした費用を助成する。

※受診票方式による助成については、都・5者協による共通助成スキームの検討状況を見据えつつ、別途、開始時期を検討していく。

#### (3) 健診内容

上記2（1）の国の示す健診内容どおり。

#### 4 概算経費

26,260 千円

(国補助:母子保健医療対策総合支援事業(令和5年度補正予算分)(新設) 補助率 1/2)

※令和5年度最終補正予算で計上、令和6年度への繰越明許対応

#### 5 周知方法

- (1) 区公式 X (旧ツイッター)、区ホームページ、区公式 LINE、区のおしらせ
- (2) ネウボラ面接、両親学級、乳児期家庭訪問、乳児健診等の機会の活用
- (3) 令和6年度版「母と子の保健バッグ」へのご案内・申請書の同封

#### 6 今後のスケジュール (予定)

令和6年2月 医師会との調整

実施に向けた具体的な調整、準備

4月 区民周知・事業開始

#### 7 その他

5歳児健康診査については、今後、国から地方自治体向けに5歳児健康診査マニュアルが示され次第、医師会と協議のうえ、早期実施を目指す。